

令和4年2月18日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
葛西支店	東京都江戸川区中葛西5-42-8	東京都江戸川区西葛西6-15-1	令和4年2月7日
上前津支店	愛知県名古屋市中区大須3-45-21	愛知県名古屋市中区千代田2-15-14	令和4年2月14日
近鉄学園前支店 学園前北口支店	奈良県奈良市学園北1-1-4	奈良県奈良市学園北1-9-1	令和4年2月21日
竹ノ塚支店	東京都足立区竹の塚1-41-1-101	東京都足立区千住2-5-3	令和4年3月7日
千住中央支店	東京都足立区梅田2-1-15	東京都足立区千住2-5-3	令和4年3月14日
橋本支店	神奈川県相模原市緑区橋本3-25-1	神奈川県相模原市中央区相模原3-1-18	令和4年3月22日
磐田支店	静岡県磐田市今之浦3-1-9	静岡県浜松市中区伝馬町311-14	令和4年3月22日

（2）変更の理由

移転のため